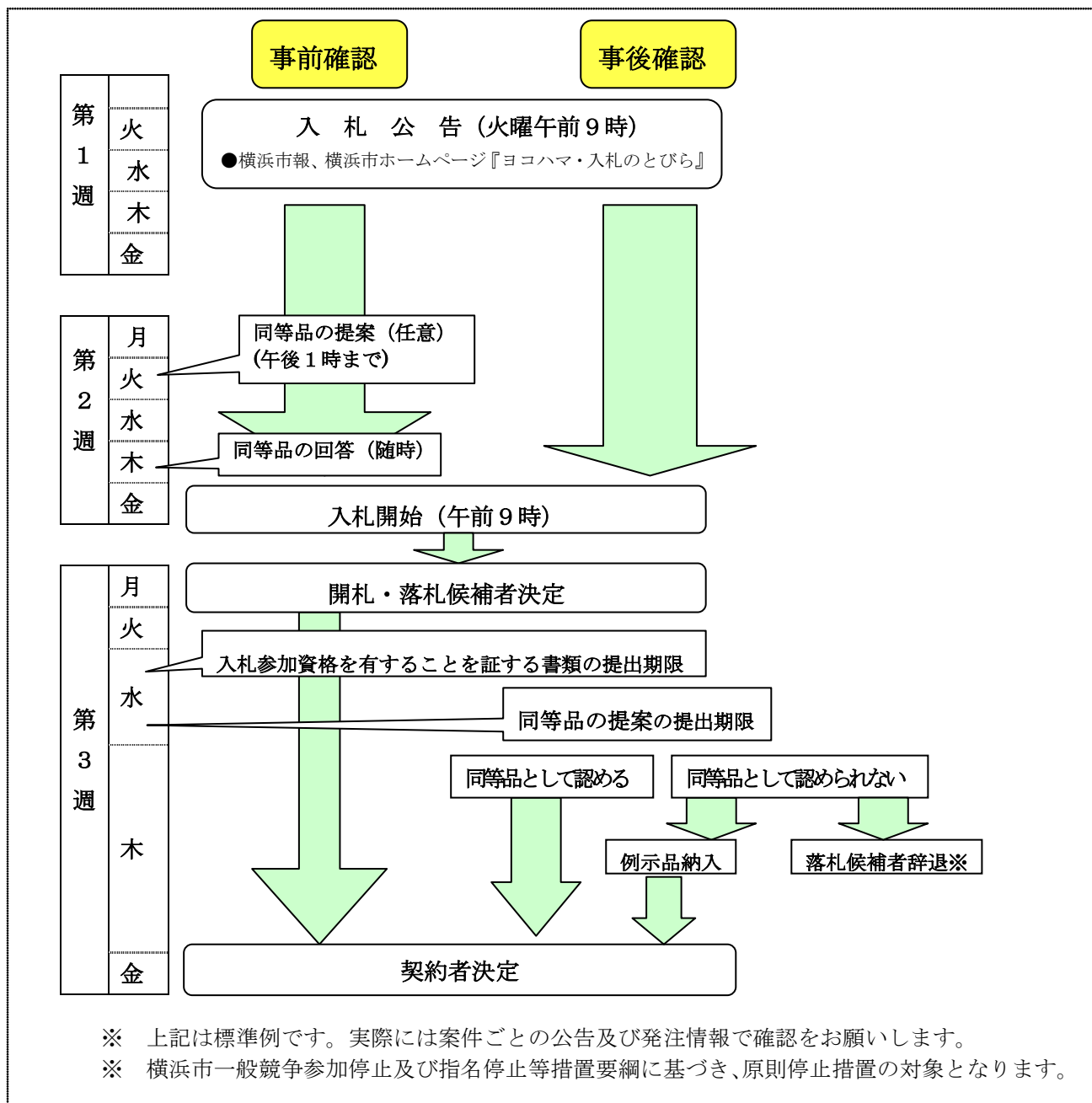


平成 24 年 2 月 5 日

一般競争入札（条件付）案件の 物品の同等品確認について

一般競争入札（条件付）における物品の同等品確認についての発注情報詳細の注意事項について、お知らせします。



上記のスケジュール例のとおり、入札前に同等品の確認を希望する場合は、入札開始日の3日前までに同等品の提案をしてください。

落札候補者が、同等品の提案を事前にしていない場合又は予定していた物品を納入できなくなった場合等、開札後に同等品の提案をするときは、開札日の2日後の午後5時までに同等品の提案をしてください。ただし、落札候補者が提案した同等品が同等品として認められなかった場合は、①仕様書に記載された例示品を納入する、②落札候補者を辞退する（一般競争参加停止及び指名停止措置の対象）、以上のいずれかになりますのでご注意ください。

なお、一般競争入札及び公募型見積合せの参加手続き全般については、こちらを参照してください。

[＜入札参加手続＞](#)

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/tetsuduki/tetsuduki/housiki/buppin-sankatetsuduki.pdf>

財政局契約部契約第二課

045-671-2248・2249